

すてきな笑顔と花のまち

HIGASHIKAGURA

東神楽

5

2025
May
No.728



Pick Up

- ・花と大地と笑顔の東神楽
第9次東神楽町総合計画
- ・持続可能な水道・下水道
の維持に向けて

ほか



The mayor column



花のまち随想

東神楽町長 山本 進

4月になり、新年度もスタートしました。春の日差しも日ごとに暖かさを増し、新一年生たちも元気に登校しています。複合施設はなのわの前のフラワーガーデンも昨年秋季に植えた球根から花々が芽吹き、美しく彩っています。季節とともに表情を変え、ガーデンをぜひ訪れていただきたいと思います。

また、4月上旬には春の交通安全運動も行われました。この時期は、新入生をはじめとする小学生や幼児、高齢者が交通事故にあうことも多くなる時期です。ドライバーの皆さんは歩行者や自転車に十分注意するとともに、歩行者の方も無理な道路横断や飛び出しをせず、事故にあわないようにしてください。

東神楽町では現在、交通事故死ゼロ3000日を超え、令和9年（2027年）7月14日を目標とする交通事故死ゼロ4000日を目標に、交通安全運動を続けています。町民の皆さまの引き続きのご協力をお願いします。

さて、世界に目を向けると他者に信じられない、信頼できないという「不信」の空気が広がっているように感じます。ウクライナやガザ地区をはじめ、世界中で武力を伴う紛争が続けられ、多くの尊い命が失われ続けています。日本では直接的な武力行使はないものの、特殊詐欺はい

まだに多くの被害が発生し、新聞紙上でも常に被害情報が掲載されるなど、信頼を裏切るような事件が日常になりつつあることに危機感を覚えます。こうした時代だからこそ、家族や隣近所など、普段生活しているなかで、相互に信頼できる関係があるかというのはいくらも重要なことです。そもそも人類は、ホモ・サピエンスとして進化を始めた時から、体格や筋力などが他の生物よりも比較的弱く、言語が発達させ、相互に信頼することで、他の生物を凌駕し、繁栄をしてきました。宗教や貨幣など、多くの他者との信頼がなければ成り立たないシステムも成立させ、今では地球温暖化など、地球全体にも多くの影響を及ぼす存在になっていきます。

今月13日から大阪・関西万博が開催されています。「いのち輝く未来社会のデザイン」をテーマに、本町出身の藤本壮介氏が設計した世界最大の木造建築物「大屋根リング」や各国のパビリオンに世界中から多くの方が訪れる予定です。異なる文化や価値観を持つ人びとが他者への信頼を基盤に集い、交流し、それぞれを尊重しながら平和な未来を希望できるような機会であることを期待するとともに、決して楽観はしていませんが、「明るい未来」への足掛かりとなるように期待しています。

はなひとわ

今月の表紙は、文化ホール花音で開催された「君の椅子プロジェクト」2025年モデル発表会での一枚です。製造を担う匠工芸の桑原会長は「たくさん遊んで壊れてしまっても修理ができます。この椅子とたくさん思い出を作ってほしい」と話し、100年使える椅子として、世代を超えて受け継がれることを願っていました。さて、もうすぐGWですね。(き)は東京で2回目となる大学生としてスクーリングに参加予定です。たくさん友達ができるよう北海道土産をキャリーバックに詰め込んでいきます。(き)

目次 CONTENTS

- p3 まちのできごと①
- p4~13 Pick up
- p14 まちのできごと②
- p15 花のまち NEWS
- p16 子育て保健案内板、図書館
- p17 子育てコラム
- p18~27 まちの情報案内板
- p28 イベントカレンダー

人口と世帯数 9,722人(-26)[-48]

令和7年3月末現在 ▼男 4,615人(-13)[-22]

()内は前月比 ▼女 5,107人(-13)[-26]

[]内は前年同月比 ▼世帯数 4,410戸(-4)[+29]



このページの掲載写真は、希望があればご本人に差し上げますのでご連絡ください。

■ まちづくり推進課 ☎83-2113

01 ダブル成人式、笑顔満開

2月22日、旭川市内のホテルで1999年度東神楽中学校卒業生による同窓会「ダブル成人式(40歳の集い)」が開催され、40人以上が参加しました。当日は卒業生のほか、当時のクラス担任も出席し、懐かしい再会に笑顔があふれるとても賑やかな会となりました。幹事長の福田泰之さんは「中学時代の同級生のつながりをこれからも大切にしたいと感じ開催しました。次の世代の人たちもぜひ開催を検討してみてください」と話しました。



02 協力隊員が町民に向け活動報告会

3月30日、複合施設はなのわB棟で地域おこし協力隊（デジタル人材）による活動報告会が行われ町民など40人以上が熱心に耳を傾けました。報告会では、6人の隊員がIT技術を活用した防災訓練、任期後を見据えた動画制作などに取り組んでいることが報告されました。

03 希望胸に第一歩

町内の幼稚園、認定こども園、小中学校などで、入学式が開催されました。4月8日に入学式が開催された東神楽中では、真新しい制服に袖を通した新入生127人が、緊張した面持ちで式に臨みました。来賓や教職員からの温かい拍手に包まれながら、新たな学び舎での一歩を踏み出しました。



04 みんなの庭づくりで地域に彩りを

4月9日、東神楽町の複合施設はなのわで「はなのわガーデンサポーター」の第1回活動が開催され30人以上が集まりました。参加者はグループに分かれ、「みんなの庭」の構想や今後の活動内容について意見を交わしました。今後は、ハーブや野菜、ブルーベリーなどの栽培や収穫を通じて、地域の交流と花のまちづくりを進めていく予定です。



花と大地と笑顔の東神楽

～次世代に受け継ぐ幸せな暮らし～

第9次東神楽町総合計画

まちの未来の羅針盤 第9次東神楽町総合計画

東神楽町では、令和7年度からの12年間を見据えた新たな指針として、「第9次東神楽町総合計画」を策定しました。この計画は、町民の皆さんと行政が一体となって築き上げた、未来への道しるべです。

策定にあたっては、町内の各団体から選ばれた代表者や公募により選出された約30名の委員による策定検討委員会に対し令和6年7月、山本町長が岸本文孝委員長へ諮問を行い始まりました。それから委員の皆さんはまちづくり部会、ひとづくり部会、ふくし部会の3つの部会に分かれ、何度も集まり検討を重ねました。地域の特性や課題を踏まえ、現実的かつ持続可能な施策を盛り込むため、専門家や関係者との協議も行われました。



また、町民の皆さんから広く意見を募るため、全世帯を対象としたアンケート調査やパブリックコメントを実施。皆さんから貴重なご意見をいただきました。これらの意見は、町の将来像を描くうえで重要な指針となり、計画の各所に反映されています。



さらに、東京都に所在する政策シンクタンク「NIRA総合研究開発機構」と協力し、次世代を担う若者の声を計画に反映させる取り組みも行われました。中学生を中心とした20代までの若者約10名が、生成AIを活用しながら2050年の東神

楽町のビジョンについて議論し、その意見についても計画に取り入れられました。



このように、多様な視点と意見を取り入れた「第9次東神楽町総合計画」は、町民の皆さんと行政が共に歩むための羅針盤です。今後も、皆さんのご協力とご理解を賜りながら、より良い東神楽町の実現に向けて邁進してまいります。



【基本構想】

第1部 序論

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の目的

東神楽町は、第8次総合計画に基づき、町民と協力しながらさまざまな施策を推進してきたが、近年は人口減少・少子高齢化、地球規模の課題、災害・感染症の影響などにより、持続可能な地域社会の維持が課題となっている。また、近年人口が増加していた本町でも、令和2年の国勢調査で初めて人口減少が確認された。これらの変化に対応するためには、町民・地域団体・行政の連携と、デジタル技術を活用した自治体経営の強化が求められる。こうした背景を踏まえ、本町は新たなまちづくりの指針として「第9次東神楽町総合計画」を策定する。

2 総合計画の役割

役割1

町民みんなの「まちづくりの共通目標」

役割2

東神楽町における「行政運営の指針」

役割3

広域行政に対する「まちの主張・情報発信」

基本構想

基本計画

実行計画

町の目指すべき将来像とそれを実現するため基本目標や施策の大綱を示し、令和7年度～18年度までの12年間を設定。

基本構想に基づきその実現を図るため必要な基本的施策などを体系的に示し、計画を前・中・後の各3期に分割し4年ごとに点検・評価し計画を見直す。

基本計画に示した施策を具体的に実施する事業を定め予算編成の指針とし、計画期間は3年間で毎年度見直す。

第2章 まちの特性と課題

1 まちの特性

特性1 北海道第2の都市である旭川市に隣接し、道北の空の玄関口である旭川空港が立地するまち

特性2 充実した子育て支援や地域ぐるみの健康づくりにより、生涯にわたっていきいきと暮らせるまち

特性3 豊かな自然環境とともに、半世紀の歴史を誇る「花のまちづくり」の取組など、美しく安心・快適な生活空間を有するまち

特性4 肥沃な農地を生かし、水稻、ハウス野菜のほか、畑作・畜産など幅広い農業が展開されるまち

特性5 町民のまちへの愛着や地域での連帯感があり、町民と行政との距離が近い、みんなの顔がみえるまち

特性6 人口減少・少子高齢化や地球温暖化等、社会の課題にいち早く対応するまち

2 町民のまちづくりへの思い

| | |
|----------|--|
| 愛着度 | まちへの愛着度が高い。 |
| 定住志向 | 定住志向は非常に高い。 |
| まちの魅力 | 豊かな自然に加え、環境衛生や利便性など快適な生活空間が整っていることが魅力の上位。 |
| まちづくりの特色 | 健康・福祉や子育て環境の充実を望む声強い。 |
| 満足度・重要度 | 子育て環境や上下水道、ゴミ処理の満足度が高く、観光・商工業や公共交通が低い。 雪対策、防災、防犯、教育環境などを重視。 |

3 まちづくりを取り巻く時代潮流

| | |
|-----|-----------------------------|
| 潮流① | 人口減少・少子高齢化の急速な進行 |
| 潮流② | 地方の産業・経済の低迷 |
| 潮流③ | 孤独・孤立問題の顕在化やコミュニティの重要性の高まり |
| 潮流④ | 公共私が一体となったまちづくりや広域連携の必要性の増大 |
| 潮流⑤ | 国際化やデジタル化の進展 |
| 潮流⑥ | 地球温暖化に対する危機意識の高まり |
| 潮流⑦ | 安心・安全への意識の高まり |
| 潮流⑧ | 文化芸術・スポーツの価値の再認識 |

4 新しいまちづくりで

対応すべき課題

深刻化する少子高齢化に対応した、保健・医療・福祉・子育て支援体制の一層の充実と、先進予防型社会の実現

課題(2)

地域産業の中核を担う農業の持続的発展と地域資源を生かした観光・交流を柱とした、地域の魅力の創出と発信

課題(3)

次代を担うこどもたちの育成と地域文化の向上に向けた、特色ある教育・文化・スポーツ活動の推進

課題(4)

「花のまちづくり」の取組を生かした、だれもが住みたい安全・快適な住環境の整備と環境に配慮したまちづくりの推進

課題(5)

町の立地条件を最大限に生かし、さらなる発展を見据えた、便利で快適な生活基盤づくりと更新

課題(6)

人口減少下でも持続可能なまちづくりに向けた、さらなる協働体制の強化とコミュニティの活性化、行政DXや情報発信等の行財政改革の推進

第2部 基本構想

第1章 まちの将来像

1 まちづくりの基本的視点

序論を踏まえ、これからのまちづくりの基本視点を定め、まちづくりの全ての分野における基本とする。

視点1 「東神楽らしさ」

「花のまち東神楽」に向けた取組など、これまでのまちづくりの成果、地域特性や地域資源を生かし、人づくり、地域づくりなど、多彩な東神楽らしさを創造するとともに町内外に発信し、誇れるまちづくりを進める。

視点2 「幸福度の高い暮らし」

自然と共生する安全・安心・快適で誰もが住みよい生活環境を基本として、物心両面で日々の生活に豊かさや楽しさ、充足感が感じられ、こどもから高齢者まであらゆる世代が健やかに生きがいをもって住み続けられるまちづくりを進める。

視点3 「先進性」

人口減少や少子高齢化、地球温暖化等の影響が本町の暮らしや産業にも及び、将来の不確実性が高い時代の潮流を踏まえ、社会の動向や技術の進歩をいち早く察知し、先手を打って対応するまちづくりを進める。

視点4 「持続可能なまちづくり」

さまざまな分野における町内外での連携を重視し、地域や住民、家庭、学校、事業者等の活動・交流をますます活性化させるとともに、だれもがデジタルを活用できる環境整備はじめ、行財政改革に引き続き取り組むことで、持続可能で活力ある地域社会や産業を築く。

2 まちの将来像

まちの将来像は、本町が2036（令和18）年度に目指す姿を町内外に示し、町民と行政、町内外のさまざまな主体が、これまでのまちづくりの成果を活かしながら、よりよい将来を共に築くための象徴となるものです。こうした位置づけや、序論で確認したまちの特性と課題、まちづくりの4つの視点「東神楽らしさ」「幸福度の高い暮らし」「先進性」「持続可能なまちづくり」を踏まえ、将来像を次のとおり定めます。

花と大地と笑顔の

東神楽

次世代に受け継ぐ

幸せな暮らし

【基本計画】

第1部 重点プロジェクト

第1章 重点プロジェクト

重点プロジェクトに関する施策については、前期基本計画（令和7年度～令和10年度）の中に主要施策として重点的に盛り込むとともに、実行計画で具体的な事業化を進めて行く中で、重点事業として抽出・設定し、限られた財源の重点配分を図り、積極的に推進していく。

重点プロジェクト1
時代の潮流を捉えた持続可能なまちづくりプロジェクト
・ゼロカーボンの推進による持続可能な社会の実現
・デジタル化による持続可能な行政運営のさらなる推進
・民間活力や外部人材の活用

重点プロジェクト2
みんなでつくる地域共生社会プロジェクト
・多様な分野における参画・協働の促進
・より良い地区づくりの推進
・広報・広聴活動の充実
・町内外との交流活動の推進
・町内で運行する公共交通の検討
・スマートウェルネスシティの推進

重点プロジェクト3
未来をひらく子育てと教育のまちプロジェクト
・子育て支援のさらなる充実
・「生きる力」を育む教育の推進
・多様なニーズに対応した教育環境の整備
・良好な住宅ストックの形成

重点プロジェクト4
暮らしを支える魅力ある産業創出プロジェクト
・地域に密着したサービス、特産品開発等への支援
・企業の誘致、商業施設の立地促進
・空港周辺の再開発及び空港の誘客・利用促進

将来人口

2050（令和32）年の人口は、最も多い推計パターンで8,289人、最も少ない推計パターンで6,681人という結果が得られました。また、いずれのパターンの推計結果を見ても、年少人口の割合が低下する一方、高齢者人口の割合は高まっており、一層の少子高齢化の進行が予想されます。

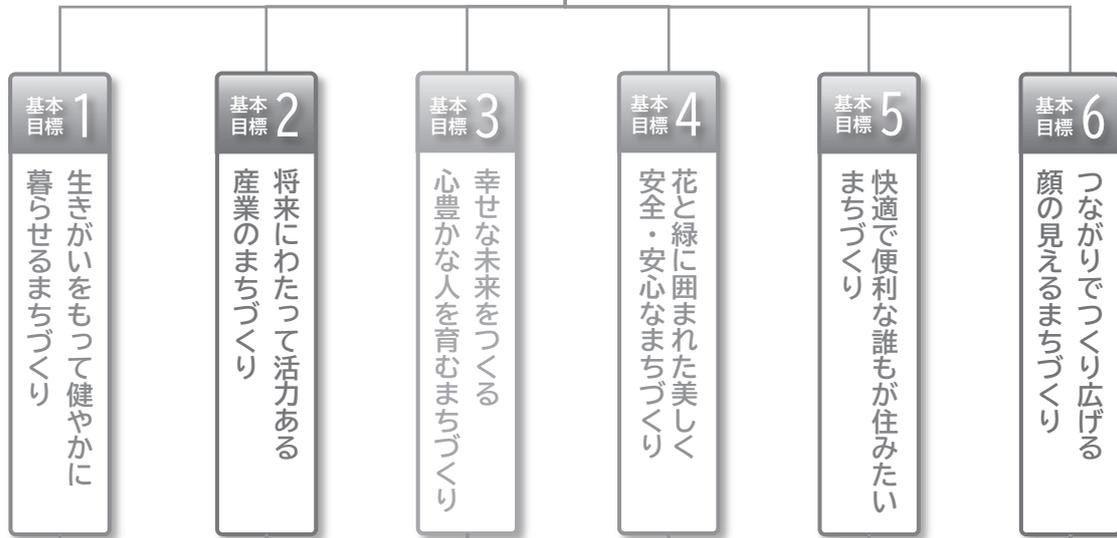
| | |
|-----------|--------------|
| 令和17年人口推計 | 8,497～9,453人 |
| 令和22年人口推計 | 7,867～9,124人 |
| 令和27年人口推計 | 7,268～8,735人 |
| 令和32年人口推計 | 6,681～8,289人 |

第9次東神楽町総合計画の施策体系

将来像

花と大地と笑顔の東神楽

～次世代に受け継ぐ幸せな暮らし～



基本目標 1

生きがいをもって健やかに暮らせるまちづくり

基本目標 2

将来にわたって活力ある産業のまちづくり

基本目標 3

幸せな未来をつくる心豊かな人を育むまちづくり

基本目標 4

花と緑に囲まれた美しく安全・安心なまちづくり

基本目標 5

快適で便利な誰もが住みたいまちづくり

基本目標 6

つながりのでづくり広げる顔の見えるまちづくり

重点プロジェクト 1

時代の潮流を捉えた持続可能なまちづくりプロジェクト

- (1) 子育て支援
- (2) 高齢者支援
- (3) 障がい者支援
- (4) 地域福祉
- (5) 保健・健康づくり
- (6) 医療・社会保障

重点プロジェクト 2

みんなでつくる地域共生社会プロジェクト

- (1) 農林業
- (2) 畜産
- (3) 商工業
- (4) 観光
- (5) 文化・芸術
- (6) スポーツ

重点プロジェクト 3

未来をひらく子育てと教育のまちプロジェクト

- (1) 防火・減災・国土強靱化
- (2) 消防
- (3) 防犯・消費者保護・交通安全
- (4) ゼロカーボンシティ
- (5) 生活環境の保全
- (6) 花いっぱいのもちづくり

重点プロジェクト 4

暮らしを支える魅力ある産業創出プロジェクト

- (1) 協働のまちづくり・コミュニケーション (DX)
- (2) デジタルトランスフォーメーション (DX)
- (3) 交通促進
- (4) 人権・男女共同参画
- (5) 行政運営
- (6) 財政運営

水道の維持に向けて

経営戦略を改定しました

水道事業、下水道事業を行っている公営企業については、将来にわたり住民生活に必要なサービスを安定的に提供していくため、中長期的な基本計画としての経営戦略の策定が求められています。経営戦略の内容は、投資・財政計画を示し、料金収入による独立採算を基本とした、収支バランスや投資事業、財源、経営健全化の取り組みを提示することになっていきます。今回、町では令和7年度から令和16年度までの10年間の計画の見直しを行いました。

水道事業の概要

町の水道事業は、平成20年から供用を開始し、現在約6700人の方が利用しています。しかし、町の人口は減少傾向にあるため、今後、給水量・料金収入が減少することが想定されます。

一方で引き続き、安全な水の安定供給を行うための水道施設の整備や老朽化していく既存施設の更新が必要になります。

現在、町の水道事業は次の

理由から厳しい経営状況であり、赤字経営が続いています。

- ・20㎡あたりの水道料金が道内平均4466円に対して2853円と安価
- ・新たな水道施設の整備に伴い、多額の工事費が発生
- ・建設資材費や電気料の高騰による維持管理費の増加

基本方針

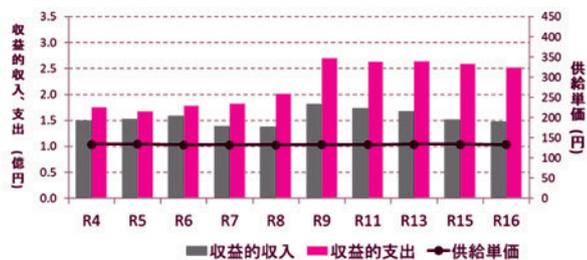


料金の見直しによる収益の増加と町の一般会計からの基準外繰入を行わない、独立採算を原則とした収支計画では、現行料金より2.74倍(20㎡あたり7810円)の料金改定が必要と試算しています。

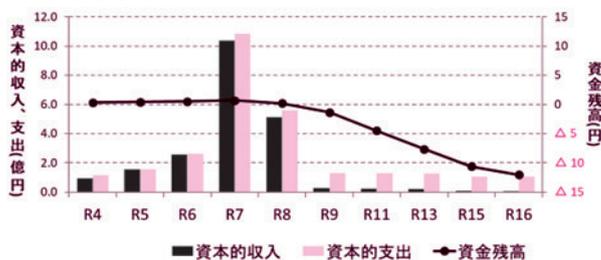
投資・財政計画

(1) 水道施設の整備 安全で安定した水の供給を行うため、計画的な水道整備と耐震化を進めます。
 (2) 水道施設の適正な維持管理 水道施設のライフサイクルコストの低減を図り、効果的で効率的な整備を行い、既存施設の適正な維持管理を行います。
 (3) 水道事業の健全経営 水道事業のより一層のさらなる効率化や経費の削減を図るとともに、水道事業の持続に必要な料金水準・料金体系の見直しを行い、健全な運営を図ります。

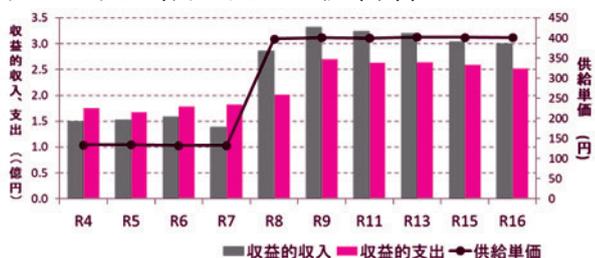
収益的収支



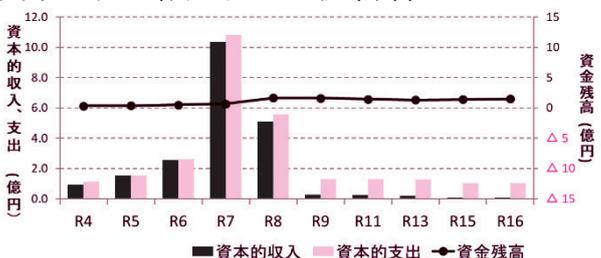
資本的収支



収益的収支(料金見直し後(案))



資本的収支(料金見直し後(案))



持続可能な水道・下水道

下水道事業の概要

町の下水道事業は、昭和57年から供用を開始し、現在約8300人の方が利用しています。しかし、水道と同様に、下水道についても有収水量・使用料収入が減少することが想定されます。

また、老朽化していく下水道管きよ（水路）や設備の更新が必要になってきます。下水道事業の経営は、次の理由から厳しい経営状況であり、赤字経営が続いています。

・20㎡あたりの下水道料金水道内平均3689円に対して2200円と安価

・老朽化施設の増加に伴い、更新による多額の工事費が発生

・建設資材費や電気料の高騰による維持管理費の増加

基本方針

(1) 公共下水道事業の推進

下水道ストックマネジメント計画に基づき、計画的な管路調査を行い、老朽化した管きよの改築更新・耐震化など施設の適正管理を図ります。また、

た、下水道ストックマネジメント計画の見直しを適宜行い、より一層の施設の適正な維持管理を図ります。

(2) 雨水対策の推進 雨水対策として、東神楽地区市街地の雨水管の整備を進めます。

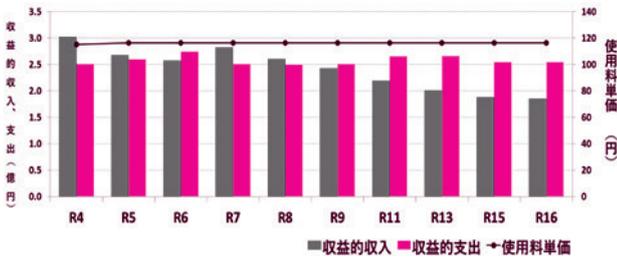
(3) 下水道事業の健全経営 下水道事業のより一層のさらなる効率化や経費の削減を図るとともに、下水道事業の持続に必要な料金水準・料金体系の見直しを行い、健全な運営を図ります。

投資・財政計画

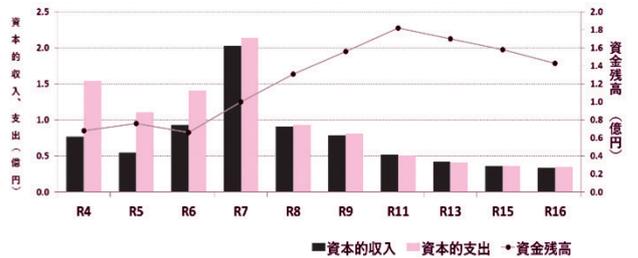
料金の見直しによる収益の増加と町の一般会計からの基準外繰入を行わない、独立採算を原則とした收支計画では、現行料金より1.7倍（20㎡あたり3731円）の料金改定が必要と試算しています。



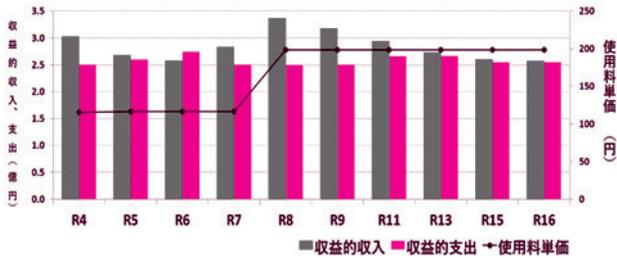
収益的収支



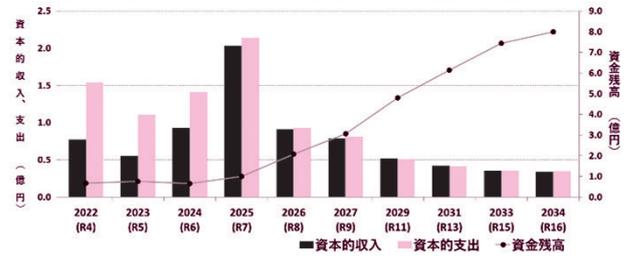
資本的収支



収益的収支 (料金見直し後(案))



資本的収支 (料金見直し後(案))



上下水道料金の改定

今回の経営戦略の改定により、サービスを将来に渡り安定的に供給するためには、上下水道料金の改定が必要であることがわかりました。引き上げ幅や引き上げ時期については、今後、近隣市町の状況を把握したうえで、学識経験者や利用者の代表者を中心に組織される上下水道審議会により審議いただく予定です。

上下水道審議会委員を募集します

- 募集人数 2名
- 応募資格 東神楽町にお住まいで、水道・下水道を利用中の方
- 応募書類 ホームページからダウンロード、建設水道課・ふれあい交流館に設置
- 提出場所 建設水道課、ふれあい交流館
- 締切 5月9日(金)までに応募書類を提出してください。

経営戦略の詳細は、ホームページで公開しています。



第1回町議会定例会

2月25日に招集され、会期18日間で開会された令和7年第1回町議会定例会。町政執行方針、行政報告が行われたほか、令和6年度の各会計補正予算案、令和7年度の各会計予算案が提案されました。一般質問では、7名の議員から14の質疑があり、提出された議案は原案どおり可決され、3月14日に閉会しました。

【議案第1号】令和7年度東神楽町一般会計予算

当初予算額は、76億1100万円、前年度比4・6%の減で議決されました。

【議案第2号】令和7年度東神楽町国民健康保険特別会計診療施設勘定予算

当初予算額は、4390万円、前年度比23・4%の減で議決されました。

【議案第3号】令和7年度東神楽町水道事業会計予算

当初予算額は、収益的収支が収入1億5474万5000円、支出1億849万7円で、資本的収支が、収入15億2586万9000円、支出15億5237万円で議決されました。

【議案第4号】令和7年度東神楽町下水道事業会計予算

当初予算額は、収益的収支が収入2億6740万3000円、支出2億9478万9000円で、資本的収支が、収入1億6238万3000円、支出2億1047万3000円で議決されました。

した。

【議案第5号】国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定

これは、国家公務員等の旅費に関する法律の一部改正に伴い、旅費の計算などに係る規定の簡素化、旅費種目及び内容の見直しなどを行うため、国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を制定するものです。

【議案第6号】東神楽町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

これは、令和6年人事院勧告に基づき、令和7年4月1日から施行する扶養手当ほか各種手当および行政職給料表の号給の切替に関する規定の改正を行うため、東神楽町職員の給与に関する条例の一部を改正するものです。

【議案第7号】令和6年度東神楽町一般会計補正予算（第12号）

今回の補正は、歳入歳出それぞれ4億9437万9000円を増額し、予算額は、104億8913万5000円になりました。

【議案第8号】令和6年度東神楽町国民健康保険特別会計診療施設勘定補正予算（第2号）

今回の補正は、歳入歳出それぞれ947万5000円を減額し、予算額は、4933万2000円になりました。

【議案第9号】令和6年度東神楽町水道事業会計補正予算（第4号）

今回の補正は、収益的収入を400万円増額し、予算額は1億7036万3000円、収益的支出を256万円増額し、予算額は1億9268万2000円になりました。

また、資本的収入を400万円減額し、予算額は2億5357万3000円、収益的支出を570万4000円減額し、予算額は2億5397万円になりました。

【議案第10号】令和6年度東神楽町下水道事業会計補正予算（第3号）

今回の補正は、収益的支出を102万円減額し、予算額は2億9233万5000円になりました。

また、資本的収入を1534万5000円減額し、予算額は7777万4000円、資本的支出を1550万6000円減額し、予算額は1億2556万3000円になりました。

【議案第11号】刑法等の一部を改正する

法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定

これは、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、罰則に係る文言の修正を行うため、関係条例の一部を改正するものです。

【議案第12号】東神楽町議会の個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例

これは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴う引用条文の修正および刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う罰則に係る文言の修正を行うため、東神楽町議会の個人情報保護に関する条例の一部を改正するものです。

【議案第13号】東神楽町職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例及び公益的法人等への東神楽町職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

これは、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、条ずれの修正など必要な改正を行うため、東神楽町職員の定年等に関する条例等の一部を改正するなどの条例および公益的法人等への東神楽町職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正するものです。

【議案第14号】東神楽町職員の育児休業等に関する条例及び東神楽町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部

を改正する条例

これは、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、必要な条文の整理を行うため、東神楽町職員の育児休業等に関する条例および東神楽町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正するものです。

【議案第15号】東神楽町税条例等の一部を改正する条例

これは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、引用条文の修正を行うため、東神楽町税条例等の一部を改正するものです。

【議案第16号】東神楽町手数料徴収条例の一部を改正する条例

これは、建築基準法及び建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律の一部改正に伴い、各種申請手数料などの変更を行うため、東神楽町手数料徴収条例の一部を改正するものです。

【議案第17号】東神楽町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

これは、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準が改正となったため、同基準に基づき定める東神楽町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正するものです。

【議案第18号】東神楽町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の

基準に関する条例の一部を改正する条例

これは、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども子育て支援施設等の運営に関する基準が改正となったため、同基準に基づき定める東神楽町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正するものです。

【議案第19号】東神楽町墓地条例の一部を改正する条例

これは、町内の墓地などにおいて、土葬を禁止するため、東神楽町墓地条例の一部を改正するものです。

【議案第20号】東神楽町都市公園条例の一部を改正する条例

これは、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、引用条文を修正するため、東神楽町都市公園条例の一部を改正するものです。

【議案第21号】東神楽町特別工業地区建築条例の一部を改正する条例

これは、建築基準法に基づく建築物の制限規定について、引用条文を修正するため、東神楽町特別工業地区建築条例の一部を改正するものです。

【議案第22号】東神楽町水道事業給水条例の一部を改正する条例

これは、水道法施行令の一部改正に伴い、水道事業における布設工事監督者および水道技術管理者の資格要件を

修正するため、東神楽町水道事業給水条例の一部を改正するものです。

【議案第23号】第9次東神楽町総合計画の基本構想及び基本計画の策定の件の基本構想及び基本計画の策定の件

これは、第9次東神楽町総合計画の基本構想及び基本計画の策定について、東神楽町議会の議決すべき事件に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

【議案第24号】工事請負契約の締結の件（公営住宅新町団地24年棟（B棟）新築建築主体工事）

これは、公営住宅新町団地24年棟新築建築主体工事の工事請負契約を締結するため、議会の議決を求めるものです。

【議案第25号】工事請負契約の締結の件（公営住宅新町団地24年棟（B棟）新築電気設備工事）

これは、公営住宅新町団地24年棟新築電気設備工事の工事請負契約を締結するため、議会の議決を求めるものです。

【議案第26号】工事請負契約の締結の件（公営住宅新町団地24年棟（B棟）新築機械設備工事）

これは、公営住宅新町団地24年棟新築機械設備工事の工事請負契約を締結するため、議会の議決を求めるものです。

〈議会を傍聴しませんか〉

議会はどなたでも傍聴することができます。傍聴される際は、議場入口にある傍聴者名簿に住所・氏名をご記入のうえ、ご入場ください。なお、議事の進行状況により、日程が変わる場合がありますので、詳しくは議会事務局までお問い合わせください。

お問い合わせ

議会事務局（☎83-5410）



マタの宝物

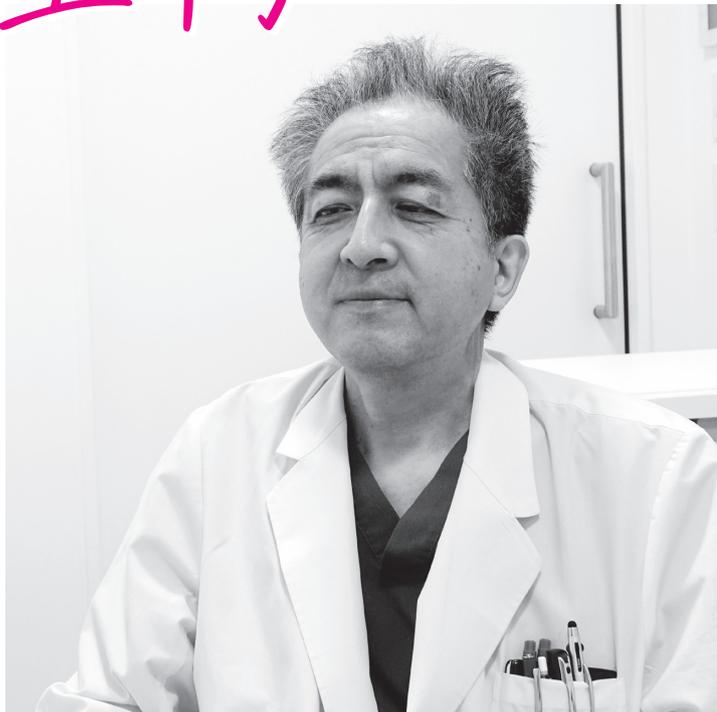
一人一人に
寄り添う診療を

プロフィール

もりやま ひろし
森山 博史 さん

1962年生まれ 62歳

町立国保診療所 所長



4月1日、町立診療所に新たに着任したのが、森山博史所長。長年、旭川市にある森山病院で外科医療に携わってきたベテランの医師です。

「父が内科医で、病院の敷地内で育ったんです。遊び場が診療所だったような環境でしたから、自然と医療が身近になっていました」と森山先生。

一方で、医師を志す決定的なきっかけとなったのは、漫画『ブラック・ジャック』の存在。

「診断から手術、治療まですべて一人で完結する姿に強く惹かれました」と笑顔で語ります。

その思いは診療科の選択にも表れました。血管外科、小児外科、腫瘍外科（がん外科）といった、一人でも処置ができる分野を中心に経験を積み、がん患者の手術にも数多く関わってきました。

町立診療所での勤務が始まり、地域医療の第一線に立つ今、「80代を超えても元気な方が多くて驚いています。人柄も温かく、患者さんとお話するのが楽しい」と町民への親しみも深まっている様子です。

さらに今回の着任を機に、診療所では新たに外傷（切り傷や咬まれ傷）や、膝の関節注射、リンパ浮腫の診察にも対応できるようになりました。

「診療の幅が広がったことで、より多くの方の『困った』に応えられるようになりました。どうぞ遠慮なくご相談ください」

森山先生が大切にしているのは「まずは話を聞く」姿勢です。

「治せないこともあります。でも、こうすればいいんじゃない？」と提案することはできる。『とりあえず森山に聞いてみよう』と思ってもらえる存在でありたいですね」。

これまで、365日のうち360日働くような多忙な日々も経験してきました。

「朝から晩まで手術や外来に追われる毎日でしたが、今は朝ゆっくりに起きて、患者さんとしっかり向き合えるのが嬉しいです」と穏やかな笑顔を見せます。

そして、こんな言葉も添えてくれました。

「診療所は町民みんなの診療所です。綺麗な施設で、身近なことから相談できる場所ですから、どうか気軽に足を運んでください」。

最後に、町民の健康を願ってメッセージをくれました。

「特にがん検診、ぜひ受けてください。早期発見が命を救います。ここが、町のみなさんの健康の入口になれたら嬉しいですね」。



ひがしかぐら
健康くらぶ

楽しく
見える化
健康づくり

新規会員募集中

年会費(年度内)

大人(高校生以上)

中学生以下

1,000円 500円

※大人の新規会員はアプリのみ

※中学生以下はアプリまたは活動量計から選択

1

スマートフォン
アプリで活動!

ヘルスプラネットWalk



iPhone

Android

2

ウェアラブル
デバイスと連携!

Fitbit、Garmin、
Apple Watch などと
連携可能



※デバイスによっては連携で
きないものもあります。

3

町内2か所で
入会受付!

健康ふくし課
または

ソプラティコ
ファンタジースクエア
(アルティモール内)

1,000円の年会費で、とってもお得に健康に!

昨年度、実際に獲得できた景品です。(4,800円相当)

イベント達成による景品

- ・ひがしかぐら健康くらぶ提携店のクーポン券
- ・野菜の購入に使用できるやさい券 など

健幸ポイントで交換できる景品

- ・可燃ごみ処理券
- ・商工会商品券
- ・花神楽入浴券

お好きなものを
貯まったポイントに
応じて交換!



Higashikagura Town News

まちのできごと



このページの掲載写真は、希望があればご本人に差し上げますのでご連絡ください。

■ まちづくり推進課 ☎83-2113

05 春の訪れ、学びの始まり

4月10日、文化ホール花音で生涯学習の場として長く親しまれている東神楽町高齢者大学あやめ学園の開講式が開催され、53人が入学しました。開講式の後には、旭川医科大学の伊藤俊弘教授を講師に「根拠に基づいた健康づくりをしよう」と題した講義が行われ、参加者は熱心に耳を傾けていました。



06 「君の椅子」20年の節目

4月12日、文化ホール花音で「君の椅子プロジェクト」2025年モデル発表・贈呈式が開催されました。今年の椅子は、椅子研究家で武蔵野美術大学名誉教授の島崎信氏が北欧家具から着想を得てデザイン。製造は町内の匠芸と東川町の工房が担っています。同プロジェクトは今年で20年目を迎え、旭川家具職人の技術と温もりが込められた、世界に一つだけの椅子を通じて、子どもたちの成長を見守り続けています。

07 図書館で古本市開催中！

4月16日～27日まで、東神楽町図書館展示ホールにおいて、古本市が開催され、連日多くの来館者でにぎわっています。毎年、図書館で不要になった本や雑誌を無料をお譲りしており、初日には開館前から20名程の行列ができていました。来館者は持参した袋にお気に入りの本を入れて持ち帰っていました。



08 はなのわで色とりどり春の鉢植え

4月18日、複合施設はなのわで寄せ植えワークショップが開催され、13人が参加しました。育苗センターで育てたパンジーやリナリアなどの春花を使い、参加者たちは思い思いに鉢を彩りました。会場は和やかな雰囲気に包まれ、春の訪れを感じるひとときとなりました。



日常に彩りを 花のまちづくり推進室 ☎83-5412

花のまちNEWS



花のまちづくり推進室
Instagram

01

「花のまちづくりサポート事業」について

町民の皆さんと町の協働による美しく快適なまちづくりを推進していくため、「花のまちづくりサポート事業」を行っています。公共施設や植樹マスの草取りや花植えなどを行うボランティアグループの活動をサポートします。新しく始めようとするグループやすでに活動していてまだ登録されていないグループの方は、ぜひご登録ください！

■支援対象

- ・ 2名以上で構成する団体、グループ

■支援対象となる活動内容

- ・ 公共施設の清掃および除草
- ・ 公共の花壇および植樹マスや樹木の管理
- ・ その他環境美化に関すること

■支援内容

- ・ ボランティア保険への加入
- ・ ゴミ袋およびゴミ処理券の支給
- ・ 町営育苗センターの花苗の提供
- ・ 活動団体の看板の掲示（希望団体）

支援を受けるためには、活動届と名簿の提出が必要です。詳しくは、花のまちづくり推進室までお問い合わせください。

02

はなのわガーデンサポーター活動

■ 5月の活動日時 5月12日(月)、5月27日(火)

午前9時～11時

■ 集合場所 複合施設はなのわ「花の駅」

※事前申込み不要。

■ 持ち物 ガーデニング用手袋・飲み物

※お持ちの方は、はさみ・草取り鎌

■ 問合せ 花のまちづくり推進室

03

花苗の販売を始めます！

育苗センターで育てた花苗の販売を行います。

販売期間は5月1日(休)～6月27日(金)の平日午前9時30分～午後2時30分です。

お越しの際は持ち帰るためのビニール袋や段ボール箱をお持ちください。なお、土曜・日曜・祝日は販売していません。ご了承ください。

■ 販売場所 育苗センター

■ 問合せ

- ・ 花のまちづくり推進室 (☎83-5412)
- ・ 育苗センター (☎83-3356)

子育て・保健案内板

【黒】は 健康ふくし課保健指導係 ☎83-5431
 【赤】は 子育て支援センター ☎080-4500-9351

【青】は 東聖こぼと幼稚園 ☎83-4777

こぼとジュニア：東聖こぼと幼稚園

午前10時～11時30分

5/8

未就園児と保護者

未就園児園開放

子育て講座：ティコット

午前10時30分～12時

5/13

0歳児～就学前児と保護者

楽しく子育て

子育て講座：ふれあい交流館

午前10時～11時30分

5/16

0歳児～就学前児と保護者

親子でバランスボール

すくよちのび広場：ティコット

午前10時～11時30分

5/20

0歳児～就学前児と保護者

手形・足形アート

教育相談：ふれあい交流館

午前10時～11時00分

5/21

0歳児～就学前児と保護者

スマホで写真撮影のポイント！

こぼとジュニア：東聖こぼと幼稚園

午前10時～11時30分

5/22

未就園児と保護者

未就園児園開放

よちのび広場：ふれあい交流館

午前10時～11時30分

5/23

1歳児～就学前児と保護者

ひじり野公園に遊びに行こう

助産師健康相談・健康相談：ふれあい交流館

午前9時30分～11時

5/27

全町民

※予約制：健康ふくし課へ☎

わくわく教室：菜ん野花ん家ふぁーむ

午前9時30分～11時30分

5/28

0歳児～就学前児と保護者

イチゴ狩りに行こう ※有料

すくすく広場：ふれあい交流館

午前10時～11時

5/30

0歳児と保護者

おっちゃんアート



東神楽町図書館

☎ 83-4646



Library

図書館からのお知らせ



東神楽町図書館新刊

有名人の死に心がゆらいだら (高橋 あすみ)
 不確実な時代を生きる武器としての憲法入門(大城 聡)
 ときめく雲図鑑 (菊池 真以)
 子どもがアレルギーと言われたら読む本 (竹中 恭子)
 初瀬屋の客 (西條 奈加)
 問題。 (早見 和真)
 人生劇場 (桜木 紫乃)
 おぼろ迷宮 (月村 了衛)
 猫の刻参り (宮部 みゆき)

J A 文庫新刊

おうちキンパ (重信 初江)
 毎日がときめくひとりごはん ときどき、ふたりごはん (藤本 早苗)
 この世は人生学校 (美輪 明宏)

※この他にも、東神楽町図書館・ふれあい交流館には多くの図書を入荷しています。ぜひお越しください。

イベント案内

〈おうまのおやこおはなし会〉

絵本を楽しむ会「おうまのおやこ」の読み聞かせ会
 5月24日(土)午前11時～
 ふれあい交流館
 無料(事前申込不要)

〈図書館休館日〉

日時 5月3日(土)～5日(月)
 ※5月6日(火)からは通常通り開館します。

完璧な人なんていない



でんま じゅんいちろう
傳馬 淳一郎

名寄市立大学保健福祉学部社会保育学科准教授。保育所保育士、学童保育・児童館での勤務の後、保育者養成に携わる。大学では、保育実習指導を中心に、子ども家庭支援論、家庭支援実践演習、保育者論等を担当している。子どもの育つ環境、保育者の養成とキャリア、離職等を研究テーマとしながら、保育者向けの各種研修や保育現場の公開保育、園内研修のサポートを行っている。

東神楽町より依頼を受け、皆さまに子育てや保育について発信することになりました。名寄市立大学の傳馬と申します。専門的な立場から、子育て経験談を含め、「子育て中のご家庭にアドバイスなどを」とお話を受けました。

確かに、私が専門とする研究や大学での授業は、子育て支援や保育実習など、肩書を見るとアドバイスができそうな気もしてきます。

現在、私自身、2人の子どもの子育て真っ只中です。すでに子どもたちは大学生と高校生になりました。しかし、幼い頃の大変さとは異なりますが、その時々の子育ての悩みはいまだに尽きません。

子どもがまだ幼かった頃、妻が反抗期の子どものことで夫であり父親である私にどうしたら良いかと詰め寄ったことがありました。答えの見えない状況に二人でため息をついていた時、

私「そうだ、市内に保育系の大学があるんだから、電話で相談できる専門家はいるのか問い合わせてみたら！」と苦しい紛れに話したことがありました。

妻「ええ！？そんな相談にのってもらえる人がいるの？」私「うん、きつと私につながると思うけど…」

妻・私「…それじゃ、ダメだ…」

自分自身が幼い頃、この人が言うのだから間違いないと、当たり前前に信じ見上げていた存在、それが親でした。

今、自分がその親となり、子どもの目の前にいる時、本当にあの時のような親になれているのだろうかと不安になります。当たり前ですが、親の経験年数は、子どもの年齢であり、1歳の子どもの親であれば親経験は1年間です。仮に成人と言われるようになった18歳の子を持つ親であっても、ただか18年間の経験でしかありません。そうはいっても、多くの親がそうした道を辿りながら、脈々と子育てが受け継がれてきているのも確かです。そうであれば、完璧な親なんて、そもそもいないのではないのでしょうか。

カナダの親支援に「完璧な人なんていない(Nobody's Perfect)」というプログラムがあります。多民族国家を背景として、肌の色も、価値観も、互いの違いを認め合い、「完璧な人はいない、誰も完璧な親などいない。親として生まれついた人などいないのだから。また完璧な子どもというものもない。お互い、できる限りのことをして

いけばいいのだ」と冒頭に記された教材が、カナダの子育て文化を支えてきました(小出まみ『地域から生まれる支え合いの子育て』ひとなる書房、1999)。

「子育てや保育の専門家も完璧な人はいない」と初回に言い訳をして、この先、皆さんと子どもとの向き合い方や、地域で子どもを育てることについて、一緒に考えていくことができればと思います。よろしくお願ひします。



Information

暮らしに役立つ情報を
皆さんのもとにお届けします



5月

まちの情報案内板

- 役場 ☎83・2111
- 国保診療所 ☎83・2423
- これっと総合体育館 ☎83・5423
- ふれあい交流館 ☎83・3741
- 東神楽町図書館 ☎83・4646
- 交流プラザつつじ館 ☎83・2082
- 大雪消防組合東消防署 ☎83・0119



町では、次の日程で子宮・乳がん、骨粗しょう症検診を実施します。厚生労働省の検診指針により、子宮・乳がん検診は町で2年に1度の助成を行っています。以下に記載の対象者は助成を受けられますので、この機

女性がん検診のご案内
健康ふくし課保健指導係 ☎83-5431



■ **申込み** 健康ふくし課社会福祉係まで

■ **助成額** 上限2万5000円
※町内事業所で6か月勤務された方は、助成限度額を5万円に引き上げ、前回助成額との差額を追加で助成します。

■ **対象者** 町内在住の学生以外の方で、北海道指定団体などが行う介護職員初任者研修を1年以内に修了された方

■ **助成額** 上限2万5000円
※町内事業所で6か月勤務された方は、助成限度額を5万円に引き上げ、前回助成額との差額を追加で助成します。

介護職員初任者研修経費の一部を助成します
健康ふくし課社会福祉係 ☎83-5430

町では、次の日程で子宮・乳がん、骨粗しょう症検診を実施します。厚生労働省の検診指針により、子宮・乳がん検診は町で2年に1度の助成を行っています。以下に記載の対象者は助成を受けられますので、この機

■ **申込み** 5月30日(金)までに健康ふくし課保健指導係 (☎83-5431) へお電話ください

■ **日程** 7月1日(火)午前8時30分～午後3時受付
※人数制限や消毒など、感染症対策を実施します。

■ **会場** ふれあい交流館
■ **対象**
・ 子宮がん検診：20歳以上の女性
・ 乳がん検診：30歳以上の女性
・ 骨粗しょう症検診：20歳以上 (授乳中の方を除く)

■ **申込み** 5月30日(金)までに健康ふくし課保健指導係 (☎83-5431) へお電話ください

■ **日程** 7月1日(火)午前8時30分～午後3時受付
※人数制限や消毒など、感染症対策を実施します。

■ **会場** ふれあい交流館
■ **対象**
・ 子宮がん検診：20歳以上の女性
・ 乳がん検診：30歳以上の女性
・ 骨粗しょう症検診：20歳以上 (授乳中の方を除く)

■ **申込み** 5月30日(金)までに健康ふくし課保健指導係 (☎83-5431) へお電話ください



申込フォーム

集団健診のお知らせ

町では、次の会場、日程で各種健診・検診を実施します。年に1度、定期的に受診することで、早期発見や予防につなげましょう。

■会場・日程

交流プラザつつじ館 6月27日(金)午前7時～
ふれあい交流館 6月28日(土)午前6時30分～

■検診内容

特定健診、後期高齢者健診、若年健診、胃・肺・大腸がん検診、前立腺がん検診、肝炎検診、ピロリ菌検診、エキノコックス症検診

対象者など、詳しくは広報4月号をご覧ください。ホームページで「健康診査」と検索してください。



申込フォーム

■ **問合せ** 健康ふくし課保健指導係 (☎83-5431)

運転免許証の自主返納 臨時窓口を開設します

普段は旭川市でしかできない免許返納の手続きを、複合施設はなのわで行える臨時窓口を開設します。

■ **日時** 5月21日(水)午前10時～12時

■ **場所** 文化ホール花音前

■ **持ち物** 有効期限内の運転免許証、印鑑、発行手数料(1,150円)、証明写真(縦3cm×横2.4cm 撮影後半年以内で、無帽、無背景、正面を向き胸から上が写ったもの)

■ **その他** お手続きには事前予約が必要です。5月20日(火)までに健康ふくし課へお申し込みください。

※運転経歴証明書は申請後約1か月で交付予定です。マイナンバーカードと運転免許証が一体化されている方は、臨時窓口では免許返納の手続きはできません。また、マイナンバーカードと運転経歴証明書を一体化することはできません。

■ **問合せ** 健康ふくし課社会福祉係 (☎83-5430)

各種手当の申請忘れは
ありませんか？

健康ふくし課社会福祉係 ☎83-5430

各種手当を新たに受給できる
ことになった場合は、申請手続
が必要ですよ。

■**児童手当** 高校生年代（18歳
になった日以降最初の3月31
日）までの児童を養育している
方に支給されます。

■**児童扶養手当** 父母の離婚な
どにより、父または母と生計を
同じくしていない児童（※）を
養育している親などに支給され
ます。

※18歳になった日以降最初の3
月31日までの児童

■**特別児童扶養手当** 20歳未満
で身体または精神に障がいのある
児童を養育している方に支給
されます。

※現在受給中の方は申請の必要
はありません。ご不明な点、
申請に必要なものなど、詳し
くは健康ふくし課社会福祉係
までお問い合わせください。



お気軽にどうぞ
特設人権相談

健康ふくし課社会福祉係 ☎83-5430

旭川人権擁護委員協議会と旭
川地方事務局では、次の日程で
「特設人権心配ごと相談所」を
開設します。

近隣との争い、借地・借家、
不動産売買や金銭貸借、学校で
のいじめ・体罰、不登校など、
遠慮せずにご相談ください。相
談内容や、個人の秘密は固く守
られます。

■**日時** 6月2日(月)午後1時～
4時

■**場所** 複合施設はなのわ10
1会議室

■**相談料** 無料

■**相談員** 東神楽町人権擁護委
員



ご存知ですか？
人権擁護委員制度

健康ふくし課社会福祉係 ☎83-5430

人権擁護委員制度は、日頃、
地域に根ざした活動を行っている
民間の方が、地域の中で人権
思想を広め、人権侵害が起きな
いように見守り・擁護していく

ことが望ましいという考えから
設けられたものです。法務大臣
が委嘱し、全国の各市町村に配
置され、人権擁護に関する積極
的な活動を行っています。

■**東神楽町人権擁護委員**

- ・佐々木 眞弓さん
- ・大沼 淳子さん
- ・安達 啓一さん
- ・伊藤 説子さん

※令和7年4月1日現在

痛みでお悩みのあなたへ
ペインクリニックでの痛み治療最前線
健康ふくし課社会福祉係 ☎83-5430

頭痛、首・肩・腰・膝の痛み
などでお悩みの皆さまへ、ペイ
ンクリニックの専門医が痛みの
原因や最新の治療法について分
かりやすく解説する講演会を次
のとおり開催します。

■**日時** 6月4日(水)午後2時～
3時

■**場所** 文化ホール花音

■**講師** 旭川ペインクリニック
病院 原田修人院長

■**対象** 町民、町内在勤者

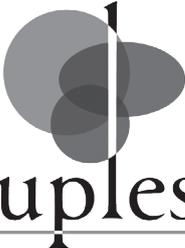
■**定員** 100名

■**申込み** 5月29日(木)までに健
康ふくし課社会福祉係までお電
話ください。



令和7年度 企業版ふるさと納税を
いただきました。

株式会社**スプレス** 様
ありがとうございました


Souplesse



スプレス
ウェブサイト

高齢者補聴器購入費助成事業

65歳以上の方の補聴器購入費の一部を助成します。

■**対象者** ※以下のすべての条件を満たす方

- ①東神楽町内に住所を有する満65歳以上の方
- ②両耳または片耳の聴力レベルが40デシベル以上70デシベル未満で聴覚障害による身体障害者手帳の交付対象とならない方
- ③医師が補聴器の使用を必要と認めた方

■**助成額**

住民税非課税世帯の方：上限40,000円

住民税課税世帯の方：購入費の2分の1以内（上限20,000円）

■**申請方法** 以下の書類を健康ふくし課社会福祉係へご提出ください。

- ・所定の申請書（医師の証明があるもの）
- ・領収書（購入日より3ヶ月以内のもの）

※難聴度および補聴器の使用を必要と認めた医師の証明書などがあれば、申請書内の医師の証明は不要です。

■**問合せ** 健康ふくし課社会福祉係（☎83-5430）

心身障がい者の 巡回相談を実施します

健康ふくし課健康増進係☎83-5430

道立心身障害者総合相談所による巡回相談が実施されます。相談は予約制です。希望される方は6月16日(月)までに健康ふくし課社会福祉係までお申込みください。

■日時 6月17日(火)～19日(木)

※6月19日(木)は午前9時～12時

■場所 旭川市障害者福祉センター「おびつた」(旭川市宮前1条3丁目3番7号)

■相談内容

①身体障がい者および知的障がい者の方の医学的、心理的および職能的判定など

②補装具の処方および適合判定など

③その他身体障がい者および知的障がい者の方の専門的相談など

※18歳以上の療育手帳の再判定は、原則文書判定となりますが、事前に面談を行う必要がありますので、再判定時期がきましたら健康ふくし課社会福祉係までご連絡ください。

带状疱疹ワクチンの 任意接種助成について

健康ふくし課健康増進係☎83-5431

広報4月号において「定期接

種の対象外の方が接種を受けた場合、町から接種費用の一部助成が受けられます」とお知らせしましたが、町内の医療機関で接種された場合は、あらかじめ助成額が差し引かれた金額で支払いいただくため、別途、町の助成手続きは不要です。



ホームページ
任意予防接種の
助成について

カラスの巣に お気を付けてください

くらしの窓口課環境生活係☎83-5402

春先から夏にかけてはカラスの繁殖期です。活動が活発化するため、フン害も増加します。また、卵やヒナを守ろうとカラスの気性が荒くなるため、不用意に近づくと人を威嚇してきたり、攻撃してきたりします。カラスや巣を見かけたらできるだけ近づかないようにしましょう。

野外でのごみの焼却は 禁止されています

くらしの窓口課環境生活係☎83-5402

野外でのごみの焼却、いわゆる「野焼き」は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で禁止されています。また、基準に適合していない焼却炉を用いる

と、人の健康または生活環境に支障をきたす恐れがありますので、使用してはいけません。

行政指導にも応じず、悪質な焼却を続けた場合、行為者は、5年以下の懲役もしくは1千万円以下の罰金またはその両方、法人にあたる場合は3億円以下の罰金に処せられます。

【一部例外について】

①風俗習慣上または宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却(例…どんど焼き)

②農業、林業または漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却(例…病害虫の防除目的の稲わらの焼却)

③たき火その他日常生活を営む上で通常行われる焼却のうち、軽微なもの(例…たき火、キャンプファイヤー)

【処理の注意点】

・ドラム缶やブロック囲いなど基準を満たさない簡易焼却炉での焼却は禁止です。

・庭木から出た枯葉、剪定枝などは可燃ごみとして出してください。

・家庭や事業所などから出たごみを焼却してはいけません。
・例外として認められている焼却でも、煙やにおいで近隣住

「まちの駅」説明会&交流ワークショップを開催します

人と人との交流の拠点となる「まちの駅」の開設に向け、説明会と参加者同士の交流を深めるワークショップを開催します。

まちの駅とは？

地域にお住まいの方や町を訪れた方が、気軽に立ち寄り、交流できる場所。休憩スペースの提供、地域の情報発信や、イベント開催などを通じ、地域の活性化を目指します。

■日時 5月15日(木) 午前10時～12時

■場所 ふれあい交流館 2階大会議室1

■内容

第1部 「まちの駅」説明会(10時～10時30分)

まちの駅の概要、目的、今後の方向性について

開設者・運営ボランティア募集について、質疑応答

第2部 交流ワークショップ(10時30分～12時)

参加者同士の自己紹介、まちの駅に対する意見交換

■申込 5月12日(月)までにQRコード

またはお電話でお申込みください。



■問合せ まちづくり推進課広報統計係(☎83-2113)

民の迷惑となる場合は中止や焼却方法についての指導の対象となります。
 ・火災の危険があることを認識し、目を離さないようにしてください。



**森のゆ花神楽
休館のお知らせ**

森のゆ花神楽 ☎83-3800

館内設備メンテナンスのため、温泉施設・宿泊施設ともに全館休館させていただきます。

■休館日 5月7日(水)～9日(金)



公園利用のマナーとルール

建設水道課管理係 ☎83-5413

公園は、多くの人が利用する憩いの場です。利用する方々が安心して気持ちよく利用できるよう、マナーとルールを守りましょう。

■公園利用について

- ① ゴミは持ち帰りましょう。
- ② 遊具は大切に使いましょう。
- ③ 小さな子どもは保護者と一緒に遊びましょう。
- ④ 団体で利用する場合は事前に申請をしましょう。

■ペットに関すること

- ・ふんの始末は飼い主が行いましょう。
- ・リードをつけて散歩をしましょう。

**農地のことは農業委員会
または産業振興課へ**

農業委員会事務局 ☎83-5440

農地の売買や賃貸借を行う場合は、農地法や農地中間管理事業の推進に関する法律による手続きが必要です。

また、農地を農地以外に転用する場合は農業委員会の許可がないと転用できません。転用する農地が農用地区域に含まれる場合は、地区除外などの手続きも必要です。なお、農地を許可なく転用した場合は、農地法に基づく罰則の対象となりますので注意してください。

詳しくは、農業委員会事務局または、産業振興課までお問合わせください。



**令和7年4月以降農地の
賃貸借などの方法が変わります**

農業委員会事務局 ☎83-5440

令和7年4月以降に行われる農地の売買・賃貸借は、親子間貸借など一部を除き、新制度の「農用地利用集積等促進計画」により、北海道農業公社を介して行うこととなります。新制度について詳しくは、農業委員会事務局までお問合わせください。

行政相談員にご相談ください

旭川行政監視行政相談センター ☎39-1100

国のサービス、各種制度の手続きなどでお困りごとや苦情などがありましたら行政相談委員にご相談ください。相談内容や個人の秘密は守られます。

■行政相談委員

澤井 陽一さん

■住所 ひじり野南2条2丁目2番13号

※旭川行政監視行政相談センターでも相談を受け付けています。「行政苦情110番」(☎39-1100)をご利用ください。



**町内会の防犯活動を支援します
防犯カメラ設置補助金**

町では、町内会が犯罪抑止のために街頭防犯カメラを設置する場合に補助金を交付します。

- 対象 町内会または行政区
- 対象となる経費および上限額 防犯カメラの購入とその設置に必要な経費(維持管理費などは除く)で、最大4台まで(1台あたりの上限額10万円)。
- 要件および提出書類 ホームページをご覧くださいか、くらしの窓口課(☎83-5402)へご相談ください。
- 受付期限 6月13日(金)まで
- その他 受付期間内に要件などを満たせない場合でも、交付を希望する町内会は期日までにご相談ください。

■問合せ くらしの窓口課環境生活係 (☎83-5402)

東神楽町にお住まいの方限定!

ピッカピカ クーポン

広報東神楽 見たよ!で あげちゃいます!

入館料が2名様通常 3,200円(税込)のところ **2,600円** (税込) (1名様あたり1,300円)

※期限:2025年5月31日(土)まで ※特別期間を除く ※万葉の湯旭川館限定 ※他券サービス併用不可

ご利用の際は、東神楽町にお住まいであることが証明できる物のご提示と、万葉プレミアム会員へのご登録をお願い致します。

広報見たよ!

いつでも手ぶらでOK! **大人1,600円** (税込)

入館料全日

- バスタオル
- フェイスタオル
- 浴衣 付

年中無休/23時間営業(午前10:00~翌朝9:00) ※深夜2時より別途料金加算となります。お問い合わせご予約は **TEL.0166-62-8910** 〒070-8061 北海道旭川市高砂台1-1-52 旭川高砂台

【有料広告】

ひじり野公園テニスコートを
廃止します

地域の元気づくり課☎83-5407

多くの皆さまにご利用いただき
きました、ひじり野テニスコ
トは施設の老朽化などのため廃
止します。

長年にわたりご利用いただき
ありがとうございます。

プレーを希望される方は義経
公園テニスコート(受付:総合
体育館☎83-5423)をご利
用ください。

ご不便をおかけしますが、ご
理解をお願いします。

**ご利用ください
救急医療情報キットの配布**

健康ふくし課包括支援係☎83-5600

高齢者や障がい者などの安
全・安心を確保するため、緊急
時に必要な情報を保管できる救
急医療情報キットを次の対象者
に配布しています。

対象者

・65歳以上の方のみの世帯に属
する方(同居、高齢者夫婦世
帯など)

・身体障がい者手帳(2級以
上)、療育手帳、精神保健福祉
手帳(1級)のいずれかの交
付を受けている方

・要介護または要支援認定を受
けている方

※スタッフが常駐する施設の入
所者や、すでに配布されてい
る方などは対象となりません。

■**申し込み** 配布を希望される
方は、申請書を健康ふくし課窓
口へ提出してください。

■**使用方法** かかりつけの病院
などを記入した救急情報カード
を容器に入れ、冷蔵庫で保管し
てください。



**教育に関するご相談は
教育相談窓口へ**

地域の元気づくり課☎83-5407

地域の元気づくり課では、家
庭・学校・地域における子ども
の教育上の悩みなどの相談を受
け付ける窓口を開設していま
す。相談は電話または面談で実
施します。面談の場合は、面談日
などの打ち合わせが必要となり
ますので事前にご連絡ください。

相談員

・教育アドバイザー

成田 光弘

・生涯学習コーディネーター

大垣 幸治

郷土資料の収集のお願い

地域の元気づくり課☎83-5407

■**日時** 月々金曜日午前8時30
分〜午後5時

■**電話相談** 地域の元気づくり
課まで

■**面談場所** 地域の元気づくり
課(複合施設はなのわ)

文化財保護審議会では、郷土
に関する古資料(街並み風景、
記念写真など)、8ミリフィル
ム、古地図、古文書、記念誌な
どの資料や情報の収集に努めて
います。町民皆様のご協力を
お願いします。

**令和7年度自衛官候補生を
募集します**

自衛隊旭川地方協力本部☎55-0100

■**受験資格(共通)** 日本国籍を
有し、採用予定月の1日現在18
歳以上33歳未満の男女

(自衛官候補生)

■**受付期間** 年間を通じて受付
のいずれか1日

■**試験日** 6月8日(日)・9日(月)

■**会場** 陸上自衛隊旭川駐屯地

新入職員を紹介します

総務課職員係☎83-2112

4月1日付けで新たに5名が
町職員になりました。どうぞよ
ろしくお願いします。



健康ふくし課
うめむら しゅう
梅村 愁



地域の元気づくり課
むらかみ そうたろう
村上 蒼太郎



健康ふくし課
すどう さあや
須藤 沙彩



教育推進課
たかはし あきこ
高橋 明子



産業振興課
やまもと じょうじ
山本 錠児

北海道教育委員会より割愛

はじまります！国勢調査

調査期日
2025年
10月1日

5年に一度、
日本に住む全ての人と世帯を対象とした、
最も重要な統計調査です。
ご協力をお願いします。

インターネット回答で
かんたん便利に！



国勢調査2025
キャンペーンサイト

納期限は6月2日(月)
自動車税種別割

自動車税種別割の納期限は、6月2日(月)です。

■納税通知書について

納税通知書の発付日は、5月7日(水)です。

お手元に届かない場合は、札幌道税事務所自動車税部(011-746-1190)までご連絡ください。(自動音声でご案内します)

■納税方法について

納付はお近くの金融機関やコンビニをご利用ください。また「地方税お支払サイト」を利用したキャッシュレス納税も可能です。

詳しくは、道税ホームページをご覧ください。

■問合せ 北海道上川総合振興局納税課(☎46-5100)

旭川空港周辺の
建造物等設置制限

旭川空港周辺では、空港に離着陸する航空機の安全を確保するために周辺の一定区域を障害物がない状態にしておく必要があります。

そのため、航空法で「制限表面」を設定し、次に示す行為に制限を設けています。

- ①建造物等設置制限(工事用クレーンなども含む)
- ②無人航空機(ドローン・ラジコン・農薬散布ヘリコプターなど)飛行制限

①または②に違反すると50万円以下の罰金に処されることがあります。詳しくは、北海道エアポート(株)旭川空港事業所までお問い合わせください。



■問合せ 北海道エアポート(☎83-3939)

みんなの 広場

町民の皆さんや公民館が行う講座や催し、サークルなどの会員募集などのお知らせを掲載する生活情報ページです。

掲載を希望される方は「広報東神楽『みんなの広場』掲載申込専用フォーム」に必要事項を入力の上、お申込みください。

なお、校正を円滑に行うため申込みはホームページの申込専用フォームのみとなります。掲載ルールなど詳しくは、申込専用フォームをご確認ください。



申込フォーム

ひまわり公園 ラジオ体操はじめます

主催 ひまわり公園ラジオ体操会
参加費 無料

5月10日(土)午前6時30分から
毎日、ひじり野北2条4丁目ひまわり公園でラジオ体操をはじめます。ちょっと早起きして体を動かしませんか?皆さんのご参加をお待ちしています。

連絡先 ひまわり公園ラジオ体操会杉本(☎83-2899)



すてきな笑顔と花のまち 住民講座

主催 すてきな笑顔と花のまち
住民講座実行委員会

参加費 無料

5月10日(土)午前10時からふれあい交流館で「動物から学ぶいのちの大切さ」をテーマに旭山動物園統括園長の坂東元さんに講演いただきます。また、講演終了後にはじゃんけん大会やビンゴゲームも行います。

連絡先 実行委員長林(☎83-4716)

まちの情報募集中!

皆さんの周りで「町内でこんなイベントがあるよ」「こんなすごい人がいるよ」といったことはありませんか?広報東神楽では皆さんからのまちの情報を随時募集しています。広報担当だけでは全てのイベントを把握したり、伺うことは難しいため、なにか情報がありましたら、お気軽にまちづくり推進課広報統計係までお知らせください。

■問合せ まちづくり推進課
広報統計係(☎83-2113)

バーベキュー後のごみは正しく分別してください

これから暖かくなるにつれ、出す機会が多くなりそうなバーベキュー後のごみ。分別方法をご紹介しますので、以下を参考に正しい分別をよろしくお願いいたします。

可燃ごみ

- ・食べ残し
- ・紙皿、紙コップ
- ・割りばし
- ・炭
- ・貝殻



不燃ごみ

- ・網 ・アルミ皿
- ・火ばさみ、トング
- ・灰(※)

※他の不燃ごみとは分け、灰のみを袋に入れてください。



資源：缶・金属容器・蓋

- ・空き缶
- ・金属製のキャップ

※中身は洗ってください。汚れがあるものは不燃ごみです。



資源：ペットボトル

- ・ペットボトル

※中身は洗ってください。汚れがあるものは可燃ごみです。



【ご注意ください】

- ・ごみを出す際は透明または半透明の45ℓ以内のサイズの袋を使用し、10kg以内で搬出してください。
- ・中身の見えない袋や、段ボールを使ってゴミを出すことはできません。
- ・分別がわからない場合は「ごみサク 東神楽」で分別種類を確認してください。



ごみサク
東神楽
QRコード

■問い合わせ くらしの窓口課環境衛生係 ☎83-5402

東神楽流 創業支援をご活用ください

町では、新たな賑わいや魅力の創出と、町内経済の活性化を図るため「創業支援」を行っています。

◆東神楽町マチのにぎわい創出支援事業補助金

町内において創業する予定の方、第2創業する予定の方、2号店を出店する予定の方のうち、東神楽町内の地域資源を積極的に活用する事業者や事務所などの設置により新規雇用者の創出が見込まれる事業者に対し、補助金を交付します。

【対象事業】

飲食業、小売業、宿泊業（民泊を除く）

※農業者などを事業主体とする農家レストラン、農泊なども対象とします。

【補助額】

1件あたり200万円まで

※補助対象経費の2分の1以内

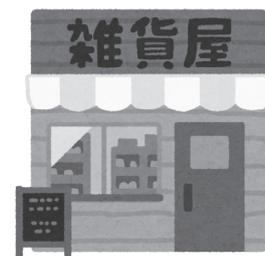
※応募者多数の場合、審査の上、減額する場合があります。

※その他、詳しくはホームページをご覧ください。

◆創業融資ゼロ金利政策

東神楽町内において創業する予定の方、第2創業する予定の方、創業5年以内の方が北海道のライフステージ対応資金（創業貸付）を利用して資金を借りる場合に、36か月分の利子および保証料を助成する制度です。

※その他、詳しくはホームページをご覧ください。



■問い合わせ 産業振興課商工観光係 (☎83-2114)

国民健康保険に加入されている 30 歳～74 歳の方へ
令和7年度 特定健診・特定保健指導のご案内

■特定健診とは？

特定健診・特定保健指導は、生活習慣病の発症予防・重症化予防に重点をおいた予防活動です。日本人の死因は半数以上が生活習慣病です（下記グラフを参照）。特定健診は、そのうち約半数にあたる動脈硬化性疾患（心疾患、脳血管疾患、腎不全）を予防することを目的としています。

大雪地区広域連合では、基本的な健診項目に加えて心電図検査・貧血検査・腎機能検査等を独自に追加しています。詳しい検査をすることで腎疾患や心疾患などの病気とその予備群の方を早期に発見することができ、治療へとつながります。

また、対象年齢も国の基準である 40 歳以上から 30 歳以上に拡大しています。30 歳の誕生日から受診できます。年 1 回必ず受診しましょう！

■健診の受診方法は？

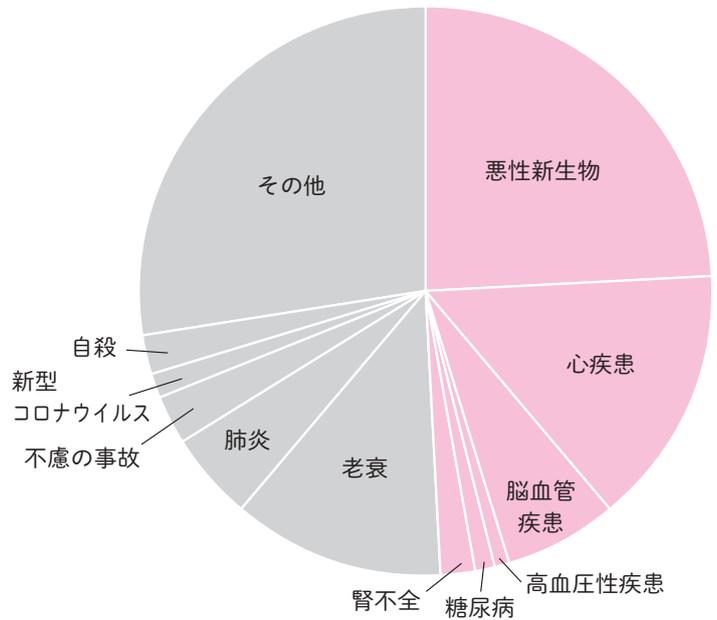
| 受診券送付時期 ※大雪地区広域連合から送付 | 健診可能医療機関 | 申込方法 | | 持ち物 |
|--------------------------|---|-------------------------|---------|---|
| | | 集団健診 | 個別健診 | |
| 4 月末 (令和7年度は黄色) | 町内や旭川市内医療機関 ※受診券に同封の実施医療機関リストでご確認ください。 | 健康ふくし課 ※電話・健診申込みフォーム | 直接医療機関へ | <ul style="list-style-type: none"> ・特定健診受診券 ・国民健康保険証またはマイナ保険証もしくは資格確認証 ・健診費用（500円） |

■受診のポイントと健診結果

- ▼国保以外の医療保険に加入されている方は、加入している医療保険者または職場から案内があります。
- ▼健診結果の経年変化を把握するために、毎年必ず受診し、結果は保管しておきましょう。
- ▼職場などで特定健診と同様の健診を受けている方は、特定健診を受ける必要はありませんが、健康ふくし課へ健診結果の写しの提供協力をお願いいたします。提供いただいた内容は、ご本人への結果説明や保健事業に活用させていただきます。
- ▼町立診療所または、杉山内科クリニックに定期的に通院されている方は、特定健診の必須項目に合致しているデータがあれば、そのデータを利用し不足分の検査を追加実施して頂くことで、特定健診としてみなすことができ、今後の健康づくりに役立てることができます（追加検査分の自己負担はありません）。

■死亡総数に占める生活習慣病の割合

(■が生活習慣病)



※資料 厚生労働省「令和4年人口動態統計」

■問合せ・申込み 大雪地区広域連合国民健康保険対策室(☎82-3697)・健康ふくし課(☎83-5431)

受付期間：令和7年4月25日(金)から5月13日(火)まで
公営住宅などの入居者を募集します

■入居者資格

次の条件すべてに該当し、収入が基準に該当する方

- ①同居する親族があること（60歳以上の者等規則で定める者を除く）
- ②持ち家がなく、現に住宅に困窮していること
- ③税・使用料などを滞納していないこと（特定公共賃貸住宅・地域優良賃貸住宅のみ）
- ④入居しようとする者全員が反社会的勢力でないこと

■収入基準

【公営住宅の場合】入居者全員の合計所得月額が158,000円以下（裁量階層世帯は214,000円以下）

【特定公共賃貸住宅・地域優良賃貸住宅の場合】入居者全員の合計所得月額が158,000円以上487,000円以下

※ただし、所得が月額158,000円に満たない方については、所得の上昇が見込まれる方

■受付期間

令和7年4月25日(金)から5月13日(火)まで

■申込書類など

- ①入居申込書、②入居者全員分の住民票、③入居者全員分の所得・課税証明書、納税証明書、④提出者の身分証明書（運転免許証、旅券など）、⑤その他必要と認める書類、⑥印鑑

※①は建設水道課管理係（複合施設1階）で受け取るか、ホームページからダウンロードしてください。

■申込方法

申込書類を建設水道課管理係へお持ちください。

※郵送受付はいたしません。

■その他

募集戸数を超える申込みがあった場合は、入居者選考委員会または、公開抽選会により決定する予定です。

なお、募集期間までに申込みが無かった特定公共賃貸住宅・地域優良賃貸住宅については、次回公募時まで随時入居者を募集します。

■募集住宅

【公営住宅】

| 募集団地 | 戸数 | 間取り | 建築年度 | 家賃 |
|-------------------------|----|--------|--------|---------------------|
| さくら町92-2年棟 (南2条西1丁目) | 1 | 1階2LDK | 平成4年度 | 17,700円 ～34,900円 |
| 緑町62-2年棟 (南1条東2丁目) | 1 | 2階3LDK | 昭和62年度 | 18,100円 ～35,600円 |
| | 3 | 3階3LDK | | |
| | 1 | 4階3LDK | | |
| 緑町96-5年棟 (南1条東2丁目) | 1 | 1階2LDK | 平成7年度 | 19,100円 ～37,400円 |
| | 1 | 3階3LDK | | 23,900円 ～46,900円 |
| | 1 | 4階3LDK | | |
| 緑町99-6年棟 (南1条東2丁目) | 1 | 2階3LDK | 平成10年度 | 24,100円 ～47,400円 |
| 緑町06-9年棟 (南1条東2丁目) | 1 | 2階3LDK | 平成18年度 | 21,300円 ～41,800円 |
| 南町13-1年棟 (南2条東1丁目) | 1 | 1階1LDK | 平成25年度 | 20,900円 ～41,100円 |

※修繕後の入居になる住宅があります。

※裁量階層世帯で所得月額が158,000円～214,000円の世帯は家賃の目安より高くなります。

※収入により家賃に変動があります。

【特定公共賃貸住宅】

| 募集団地 | 戸数 | 間取り | 建築年度 | 家賃 |
|-----------------------------------|----|--------|--------|---------------------|
| 緑町05-1年棟 (南1条東2丁目) | 1 | 2階2LDK | 平成17年度 | 41,400円 ～58,200円 |
| ひじり野西団地 10-1年棟 (ひじり野北1条6丁目) | 1 | 1階2LDK | 平成22年度 | 59,300円 |
| 志比内団地 94年棟 (字志比内96番地) | 1 | 1階3LDK | 平成6年度 | 36,400円 |

【地域優良賃貸住宅】

| 募集団地 | 戸数 | 間取り | 建築年度 | 家賃 |
|-------------------------|----|--------|--------|---------|
| さくら町18-1年棟 (南2条西2丁目) | 1 | 1階2LDK | 平成30年度 | 58,100円 |
| さくら町18-2年棟 (南2条西2丁目) | 1 | 2階1LDK | 平成30年度 | 43,700円 |



■問合せ 建設水道課管理係(☎83-5413)

ゼロカーボンシティへの挑戦

地球を守るために、楽しく学ぶ時間を。

3月29日、複合施設はなのわで、小学4年生以上を対象にしたゼロカーボンイベントを開催しました。今回は地域おこし協力隊の松江隊員と安西隊員が企画・運営し、「遊びながら学ぶ」ことをテーマに、地球環境と食について楽しく学べる内容となりました。

第一部「get the point」

資源の大切さを体感！

前半は、カードゲーム「get the point」を通じて、資源の使い方と環境への影響について学びました。ゲームのカギは、再生できる資源と再生できない資源の違い。持続可能な方法で資源を使えばアイテムを作り続けられますが、目先の利益にとらわれて再生できない資源ばかり使うと、いずれ資源が枯渇してしまいます。参加者たちは「この資源は次の人のために残そう」「再生できる資源を選ぼう」と工夫しながらゲームに取り組む、資源を大切に使う意識が自然と芽生えていました。「資源を使い切ったら生きていけない」といった声も聞かれ、遊びながら持続可能な社会の大切さを実感する貴重な時間となりました。



第二部 保存食でおいしい

カレー作り

後半は、包丁もまな板も使わない「保存食カレー」の調理体験。乾燥大豆ミート、ツナ、ひよこ豆などを使ったレシピは、簡単かつ栄養バランスも良く、災害時にも役立ちます。調理は15分ほどで完成し、「本格的な味！」「非常時にも安心」と大好評。大人の参加者からも「普段の食事も取り入れたい」との声があがりま



食と遊びから広がる

ゼロカーボンの輪

今回のイベントの目的は、ゼロカーボンの取り組みの一環として、身近な「食」や「遊び」を通して環境と向き合うきっかけを持ってもらうことでした。特にフードロスの削減は、日々の意識で実践できるゼロカーボンへの第一歩。保存食を活用する工夫は、防災にもつながり、家族で話し合う良い機会になります。

地球を守るには、難しい知識よりも、小さな行動の積み重ねが大切です。東神楽町では、今後も楽しく学べる環境イベントを通じて、みなさんと一緒にゼロカーボンの歩みを進めていきます。今回の開催もお楽しみに！

【ゼロカーボンとは】

二酸化炭素の排出をできるだけ減らし、地球温暖化を防ぐための行動や考え方のことです。



5月 イベント カレンダー

SNSや防災無線もチェック!



休館日案内 交流プラザつつじ館 東神楽町図書館

| | | |
|--------|--|---|
| 1日(木) | 育苗センター花苗販売(～6/27) | |
| 2日(金) | | |
| 3日(土) | 憲法記念日 | <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> |
| 4日(日) | みどりの日 | <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> |
| 5日(月) | こどもの日 【診療所】全日休診 | <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> |
| 6日(火) | みどりの日振替休日 【診療所】全日休診 | <input type="checkbox"/> |
| 7日(水) | 森のゆ花神楽休館(～5/9) | |
| 8日(木) | こぼとジュニア(東聖こぼと幼稚園) | |
| 9日(金) | 上下水道審議会委員応募締切 | |
| 10日(土) | ひまわり公園ラジオ体操会開始 すてきな笑顔と花のまち住民講座 | |
| 11日(日) | | <input type="checkbox"/> |
| 12日(月) | はなのわガーデンサポーター活動日 「まちの駅」説明会&交流ワークショップ申込み期限 | <input type="checkbox"/> |
| 13日(火) | 子育て講座(ティコット) 公営住宅入居申込み期限 | |
| 14日(水) | | |
| 15日(木) | 「まちの駅」説明会&交流ワークショップ | |

| | | |
|--------|---|--------------------------|
| 16日(金) | 子育て講座(ふれあい交流館) | |
| 17日(土) | | |
| 18日(日) | | <input type="checkbox"/> |
| 19日(月) | | <input type="checkbox"/> |
| 20日(火) | すくよちのび広場(ティコット) 運転免許証自主返納臨時窓口申込み期限 | |
| 21日(水) | 教育相談(ふれあい交流館) 運転免許証自主返納臨時窓口開設日 | |
| 22日(木) | こぼとジュニア(東聖こぼと幼稚園) | |
| 23日(金) | よちのび広場(ふれあい交流館) | <input type="checkbox"/> |
| 24日(土) | おうまのおやおはなし会 | |
| 25日(日) | | <input type="checkbox"/> |
| 26日(月) | | <input type="checkbox"/> |
| 27日(火) | はなのわガーデンサポーター活動日 助産師健康相談・健康相談(ふれあい交流館) | |
| 28日(水) | わくわく教室(菜ん野花ん家ふぁーむ) | |
| 29日(木) | 講演会「ペインクリニックでの痛み治療最前線」申込み期限 | |
| 30日(金) | すくすく広場(ふれあい交流館) 女性ががん検診申込み期限 | |
| 31日(土) | | |



ご意見・ご感想を
お寄せください

〒071-1592 北海道上川郡東神楽町南1条西1丁目

東神楽町

検索

TEL 0166-83-2113 FAX 0166-83-4180

発行日 / 令和7年4月24日発行 発行者 / 東神楽町 編集者 / まちづくり推進課

<https://www.town.higashikagura.lg.jp>

